

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

義務教育諸学校では、学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に向け、生きた教材である給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱の一つとなっている。

義務教育では、これを「無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項、学校教育法第6条により、「授業料を徴収しないこと」とされている。戦後当初には「有償」であった教科書は、教科書無償措置法等により昭和38年から順次無償化され現在に至っており、それと同様に、食育に必要な不可欠である学校給食においても、義務教育の段階では「無償」とすることが望ましい。

平成29年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、全国1,740自治体のうち何らかの形で「無償化や一部補助」を実施しているのは506自治体あり、そのうち小・中学校ともに「無償化」を実施しているのは76自治体に留まっている。

現在、長引くコロナ禍や食料品等の物価高騰の影響により、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ「無償化」が切に求められる状況にあるが、財政余力が乏しく「無償化」の実施困難な自治体も多いため、国内全ての学校で「無償化」を実施するには国の関与が必須である。

よって、ここに「学校給食の無償化」を実現するため、国が主体となって必要な制度を構築するように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(令和5年3月20日可決)

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
財務大臣	殿
文部科学大臣	殿
内閣官房長官	殿

あて

石川県野々市市議会